平成２２年（フ）第１３号
岡山市北区今保223番地
債務者　江見　　修
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５号
岡山市中区高島１丁目６番６－５号
債務者　今平　高志
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

債権者集会等の期日

平成２１年（フ）第５９０号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目12番１号
破産者　株式会社イズミ
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後３時
平成22年３月４日
神戸地方裁判所尼崎支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第４４４号
栃木県宇都宮市下栗町706番地１
破産者　株式会社レキシン
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６号
金沢市鞍月４丁目133番地
破産者　カタタトラスト株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１０８号
長野県下伊那郡松川町上片桐3997番地１
破産者　有限会社松川運輸
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２４５号
三重県津市白山町川口2910番地
破産者　山岡　孝子
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１４８７号
大阪市中央区淡路町２丁目６番６号
破産者　株式会社四季
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７５６号
岡山市北区津高320番地サニーコーポ105号室、開始決定時の住所岡山市北区津高1507－251　金丸剛史方
破産者　山下　順子
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１５７２号
広島県東広島市西条町田口683番地の18
破産者　みどり産業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第５９８号
愛媛県松山市溝辺町乙８番地24
破産者　笹沼　彦弥
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所

平成２０年（フ）第４６９号
秋田県南秋田郡五城目町字石田六ケ村堰添111番地の１
破産者　山加建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１４５号
福島市笹木野字南中谷地８番１
破産者　株式会社タンヂ
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１１９１号
東京都府中市白糸台１丁目10番地の38
破産者　福田　哲也
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９４２号
横浜市栄区飯島町1879番地66
破産者　株式会社トーコー
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８５号
島根県大田市静間町188番地45
破産者　月森　健一
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成１９年（フ）第３２８号
鹿児島県霧島市隼人町住吉555番地
破産者　鹿児島漬物株式会社
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２０年（フ）第２号
北海道網走市潮見２丁目15番１号
破産者　株式会社ハチウロコ佐々木
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
釧路地方裁判所網走支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成１９年（フ）第３１１８号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番11－805号、破産手続開始決定時の住所福岡県古賀市天神６丁目６番５号
破産者　吉田　守臣
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部